

姫路市教育委員会会議録（令和6年8月）

○ 日 時 令和6年8月27日（木）午後2時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第18号 令和5年度教育委員会関係予算の決算について

議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

議案第20号 市立幼稚園における3歳児保育の実施について

議案第21号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 報告

1 第3回姫路市教育振興基本計画審議会の審議内容について

2 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について

3 いじめ重大事態の対応状況について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、中野委員、森下委員、山下委員、角谷委員

（事務局）平田教育次長、平山教育次長、松本教育総務部長、山下教育企画室長、
森学校教育部長、砂山生涯学習部長、

太田総合教育センター所長兼育成支援課長、

干谷城内図書館長、濱田総務課長、加野学校施設課長、

藤保教育企画室主幹、宮崎教育企画室主幹、沖端教職員課長、

角倉学校指導課長、田淵健康教育課長、大西健康教育課主幹、

松本人権教育課長、古林教育研修課長、儀武生涯学習課長、

大西文化財課長、中川姫路科学館長、増田城郭研究室長、

春井埋蔵文化財センター館長、福田幼保連携政策課長

（書記）島田総務課係長、平野総務課主事

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立しております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により角谷委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。
これに御異議はございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ちまして、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 議案第18号及び議案第19号は会議規則第15条第3号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、議案第20号及び議案第21号、報告事項の3は会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第18号から議案第21号まで及び報告事項の3は非公開と決定します。
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
報告事項の1 第3回姫路市教育振興基本計画審議会の審議内容について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育企画室主幹 報告事項の1について説明)

第3回姫路市教育振興基本計画審議会の審議内容について御説明いたします。審議会は先週、8月19日に開催されました。議事として、「こどもアンケートの結果について」と「今後5年間の具体的取組について」の2点について、審議いただきました。

まず、議事の1点目「こどもアンケートの結果について」ですが、資料「第3期姫路市教育振興基本計画策定に係るこどもアンケート結果について」により審議会委員に説明しました。アンケートの目的、対象、回答方法、実施期間は記載のとおりで、児童生徒や保護者にアンケートを実施しております。設問は全部で5問あり、設問3では、表の各観点について、これからの学校に望むこと、期待することとして、自分の考えに合うものを「◎とてもそう思う」「○そう思う」「△そう思わない」から選んでもらいました。結果概要と、児童生徒、保護者がそれぞれの観点について「◎とてもそう思う」、「○そう思う」、「△そう思わない」を選択した割合をグラフにしたものを表示しています。また、設問4の15観点の中で特に望むこと、期待することを最大3つまで選択してもらった結果も表示しており、そのうち上位7観点を、児童生徒、保護者それぞれ校種ごとに示したのも表示しています。

また、設問5「あなたが学校に行きたくなるアイデアや意見があれば教えて下さい（自由に書いて下さい）」とした設問についての自由記述を、姫路市が導入しております生成AI「G a i X e r（ガイザー）」を活用し、分類、要旨抜粋を行いました。その結果を、児童生徒と保護者それぞれ意見の多かったカテゴリから順に5つまで掲載しております。その他にも様々な意見をいただきましたので、「こんな意見もありました」の枠内に、少しですが紹介しています。

これらアンケート結果に対して、審議会委員からは、「低い値が出ている事柄に対する策をどのようにするのかということも重要。◎の割合が低いものについて、だからやらない、ではなく、その関心度をどう高めていくのかが必要ではないか。」、「これから最も進めていけないといけないICTの利活用について、児童生徒も保護者もあまり関心が高くない。なぜICT利活用を推進していく必要があるか、目的意識が保護者や生徒に伝わるよう何らかの形で示し、関心を高めていく必要があるのではないか。」、「主体的な学びについては、子どもにも今までの授業スタイルのイメージがあり、教員から教えてもらうのを待っている生徒もいる。自分で問いを立て、調べ、解決するというところを取り入れなければいけない。授業改善を進められるよう、教育委員会からさらなる促しをしてもらいたい。」といった御意見をいただきました。

次に、議事の2点目「今後5年間の具体的取組について」でございます。施策の目的、指標、事業内容について説明したところ、委員からは「指標について、令和5年度の実績値に対して令和11年度の目標値が下回っているものは、指標の見直しをするべきである。」、「教育DXの推進について、学校や教員にもよるが、全体としては『このようにICTを活用すれば良いのでは』といった提案を教育委員会がしていく必要がある。」といった御意見をいただきました。

なお、7月4日開催の第2回審議会の会議録については、委員の皆様から修正

の依頼等ございませんでしたので、これで確定とし、ホームページ等で公開しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(意見)

審議会において、「△そう思わない」人がこんなにいるのはよくない。この人たちにもっと重要性を認識させないといけないというような議論がなされているように思います。みんなの意見を聞くというアンケート本来の趣旨から外れて、教育委員会がしようとしていることを理解しているかどうか、理解させなければならないという捉え方をしているように思います。これは、どこかおかしいのではないかと感じました。

最初は、子供達が望むことに関してアンケートを取って、アンケート結果で得られた「望むこと」を実現していこうという進め方だったと思います。審議会の意見を参考にすると、重要性について理解できていない人が多いものほど、より力を入れていかなければならないという形になってしまい、当初のアンケートの趣旨と違う方向に作用してしまうと思います。そうであれば、そもそもアンケートを取る必要がなかったのではないのでしょうか。

(答)

補足で説明させていただくと、15の観点のうちほとんどの観点を○と◎の合計が9割以上となっています。また、アンケート実施前から、回答者にとってその観点が当事者でないものは、結果として「◎」の割合が低くなることについて、ある程度想定はしていました。各観点については、教育委員会としてどれも大切なものという認識の上で設定しており、その中で割合が高く、特に望まれているものが何なのかをあぶり出したいという思いがありました。

(意見)

国や教育委員会がICTの利活用の重要性をメッセージとして打ち出しているものの、あまり浸透していないということは言えるのかもしれませんが。これを今後どうメッセージを出していけばよいかということにつなげることができるのではないかと思います。アンケート結果をどう評価し、どう計画へ反映させるのかは、今後、さらなる検討が必要な部分だと感じました。

(意見)

現状の満足度調査ではなく、これから先に望むことについての調査だと思うので、変に統制が入るような進め方にならないように結果を扱うことが大切ではないかと思います。

(問)

趣旨をよく理解せずにアンケートに回答したという声を聞いたため、簡単な趣旨説明があると生徒も分かりやすかったのではないのでしょうか。

(答)

アンケートの入力画面には、「姫路市ではこの5年間の教育をどのように進めていくかについての計画を考えているところです。これからの学校や教育をよりよく

するため、みなさんの意見を聞かせてください」という一文を入れており、その上で回答いただいています。夏休みに入る前の時期に時間を取って、先生からも口頭で説明いただいていると承知しています。

(意見)

限られた時間の中で提出しなければならず、説明文を読まずに回答した生徒もいたと思います。聞いた話では、先生からの説明などが特になかったとのことでした。入力画面での説明文に加え、少しでも口頭での説明があればよかったと思います。

(答)

いただいた御意見は、次の計画を策定する際などに参考にさせていただきたいと思います。

(意見)

ホームルームなどで先生が口頭で説明した場合であっても、初見の内容についてはすぐに回答ができる生徒ばかりではないと思います。例えば、アンケートを実施する2～3日前に先生から説明し、数日間生徒に考えてもらった上でアンケートを実施する形がよいと思います。次回実施される際には、ご検討いただければと思います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の2 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の2について説明)
令和6年度全国学力・学習状況調査の結果を報告します。令和6年度の調査は、市内全ての小学校、義務教育学校前期課程の6年生及び中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部の3年生・9年生を対象に、4月18日(木)に行いました。本年度の教科に関する調査は、小学校、中学校ともに国語と算数・数学の2教科となっております。

小学校におきましては、国語において、国の平均正答率をやや下回っております。算数については、国の平均正答率をやや上回っております。中学校におきましては、国語において、国の平均正答率をやや下回っております。数学については、国と同程度となっております。

児童生徒質問調査のうち「主体的・対話的で深い学び」については、特に中学校において、国を下回った項目と大きく下回った項目があります。しかし、経年変化を見ると、上昇傾向が見られます。「総合的な学習の時間」については、中学校において国を大きく下回っておりますが、経年変化を見ますと、本年度数値が大幅に上昇しております。「自己有用感」については、小学校、中学校ともに、経年変化を見ると上昇傾向が見られます。

学校質問調査のうち「ICTを活用した学習状況」については、小学校、中学校ともに、国を上回る結果が続いております。「小中連携・小小連携」については、小学校、中学校ともに、本年度も国を大きく上回っております。

結果の詳細については、今後、分析を行い、改善を促す手立てについて検討してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(意見)

小学生が中学生になったときにどう変化しているかという、経年変化も一つの重要な見方かと思えます。例えば、理科に関する学習への興味について令和4年度の小学6年生と令和6年度の中学3年生を比べると、国においては約11%、市においては約16%、肯定的な回答をした割合が下がっており、姫路市における低下割合が高くなっています。「主体的・対話的で深い学び」はもっと顕著に差が表れていて、小学生では肯定的な回答をした割合が国と市で同率程度ですが、経年変化を見ると、国においては約1%、市においては約10%肯定的な回答をした割合が下がっています。「自己有用性」については、国も市も相対的に下がっていますが、市は特に下がっています。このことから、中学校では生徒が将来の夢や目標を持てるような教育をもっと重点的に行う必要があると思えます。

経年変化で見た場合に、市において肯定的な回答をした割合が国よりも大きく下がっているものについては、特に意識しなければならないポイントだと感じました。

(答)

経年変化という見方をしますと、令和3年度に小学6年生だった児童が、令和6年度に中学3年生になります。小学生から中学生になるにつれて、多様な項目において数値が下がっていることは課題として認識しております。中学校では小学校より習得しなければならない内容が多くなり、伝達にかかる時間も多くなりがちであることから、結果として、生徒が主体的に学ぶ時間が少なくなる傾向が見られます。そのことについては、従前から課題として各学校へも周知しており、成果として、国との差はあるものの、「総合的な学習の時間」などで話し合う・発表するということができる生徒の割合が過去に比べて徐々に増えてきています。「総合的な学習の時間」は、自分でテーマを決め、調べ、まとめて発表するものですが、肯定的評価の割合が上がってきていることから、徐々にではありますが、中学校においても授業改善が進んでいる状況が伺えます。ただ、まだまだ課題が大きいと認識はしておりますので、引き続き、学校現場へ指導してまいりたいと考えています。

(意見)

ここ4年ほどはコロナの影響もあるので、コロナ前の数字と比較する必要があると思えます。総合的な学習の時間などは、学ぶことに対する好奇心をいかに持ってもらうかという機会づくりが大切だと考えます。小学生から中学生になるに当たって、伝達時間等の負荷が大きくなるということもありますが、負荷が大きくなるということは、それだけ刺激も大きいということですので、生徒の興味をかき立てる

ような刺激に持っていくよう、意識をしていただければと思います。

(問) 教育振興基本計画は5年にわたるものとのことですが、計画期間の途中で全国学力・学習状況調査の結果などを反映させて見直すことはあるのでしょうか。

(答) 全国学力・学習状況調査の項目の中には、教育振興基本計画における指標としてあるものがあります。予算の状況にもよりますが、学校教育分野においては毎年度、教育振興基本計画を受けて「学校園教育指針」を策定しており、ここに現状を反映させています。

(意見) 計画だけでは、重要度やポイントを突いて対応しなければならない内容が分かりにくい印象を受けました。例えば、「自然体験」はすでに取り組みられていることですが、よりよくするために回数を増やしたり、内容を充実させたりということが計画に盛り込まれているのでしょうか。また、アンケートや調査結果だけでなく、教員のみなさんが肌で感じておられる部分について、どう生かされているのか気になりました。

(問) 毎年数値が出てくるものを現場がどう受け止めるかというところは、確認が必要だと思います。重点項目化はするのでしょうか。

(答) 教育振興基本計画では重点項目化を打ち出す予定はございません。

(答) 毎年1回発行している「学校園教育指針」の中で、重点化項目を5つ挙げており、2月の全市校園長会において、学校教育部長から各校長へ伝えていきます。その際は、重点化した根拠となるアンケート結果の分析内容や対策も伝達しているところです。

(意見) 既に先生方は頑張っておられると思いますので、やみくもにさらに頑張るように伝えるより、分かりやすい手立てを示すと取り組みやすいと考えます。

(問) 学校質問のうち、中学校における「小中連携・小小連携」の割合が大きく低下した要因は何でしょうか。

(答) 正直なところ、理由をつかみかねているところです。小中一貫教育は姫路の核となる施策で、常時、国よりも高い値となっており、令和5年度からは各ブロックでブランドカリキュラムを作成し、小中が目指す子供像の具現化に向け取り組んでいます。本来であれば、小学校と同様の割合になるのではないかと思うのですが、研修が続く中で形骸化してしまっている可能性も考えられますので、小中一貫の担当者会とも連携をしながら、原因について考えてまいりたいと思います。

- (問) 学校質問については、学校単位で1つの答えを出しているのでしょうか。どのように回答をしているのか、教えていただけますか。
- (答) 基本的には、各学校の校長が代表して回答しております。
- (意見) 国と比べると中学校について我々も考えなくてはいけない部分があると感じました。また、こどもアンケートでも、特に高校で主体的な学びを求める生徒がいることが明らかになっていますので、今後強化する必要があると思いました。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
議案第18号 令和5年度教育委員会関係予算の決算について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (教育次長、各部・室長 議案第18号について説明)
・教育次長から、歳入予算の歳入済額、収入率、主な内容を説明
・各部、室長から歳出予算の所管事項の支出済額、執行率、主な内容を説明
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第18号 令和5年度教育委員会関係予算の決算について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第18号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 議案第19号について説明)
この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、本市における関係条例の改正を一括して行うために、整理に関する条例という形で制定しようとするものでございます。このうち教育委員会関係分につきまして、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長へ意見の申出を行おうとするものでございます。

「改正の理由」につきましては、前述のとおり「懲役」及び「禁錮」に代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、必要となる関係条例の整理を行おうとするものでございます。

「改正の概要」でございますが、整理条例のうち、教育委員会に関係するものは、第 14 条「姫路市教育職員退職手当条例の一部改正」でございまして、同条例中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日、具体的には令和 7 年 6 月 1 日でございます。

「経過措置」でございますが、1 点目「人の資格に関する経過措置」としまして、関係条例の施行後において、拘禁刑に処せられた者だけでなく、懲役、禁錮又は刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留に処せられた者も、資格制限等の対象といたします。2 点目「姫路市教育職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置」としまして、関係条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴された者に対し、改正後の退職手当条例の規定の適用について、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなすことといたします。

「その他」でございますが、この条例改正議案の議会への提案は、一括して総務局から提出する予定でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 19 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 19 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

議案第 20 号 市立幼稚園における 3 歳児保育の実施について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (幼保連携政策課長 議案第 20 号について説明)

本議案は、令和 6 年 6 月に策定した「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画 (第 2 期)」に基づいて、市立幼稚園における令和 7 年度からの 3 歳児保育の実施についてお諮りするものでございます。

まず、「実施内容」でございますが、実施園は荒川幼稚園、実施時期は令和 7

年4月、利用人数は20人とします。ただし、一定の集団規模は必要であることから、3歳児が2年連続して10人未満となる場合は、翌年度以降の募集を見合わせることにします。

次に、「方針」ですが、3歳児保育の実施につきましては、令和3年7月に策定した「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」において、「すべての3歳児が入園できる提供体制を確保することを目指す。」「統合再編の結果、存続する市立幼稚園においては、提供体制や保育室の状況等を踏まえ、3歳児保育の導入について検討を行っていく。」としております。上記を踏まえて、実施計画において、1号認定の3歳児が入園できる体制を維持するため、一部の市立幼稚園で新たに3歳児保育の実施を検討することとしております。

「選定の理由」ですが、荒川校区では、周辺の児童数は今後も維持される見通しになっております。また、3歳児保育を実施する手柄幼稚園を同校区の子どもたちが毎年利用しており、荒川幼稚園での3歳児保育にニーズが見込まれます。この他、令和8年度末には手柄幼稚園が閉園することや、周辺の就学前施設の提供体制などを総合的に勘案し、荒川幼稚園での3歳児保育を実施するものでございます。

「今後の予定」としまして、10月に園児募集を行いますので、その時期に合わせて、市のホームページ等で3歳児募集の周知を行ってまいります。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第20号 市立幼稚園における3歳児保育の実施について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第20号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第21号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (幼保連携政策課長 議案第21号について説明)
まず、「改正の理由」でございますが、荒川幼稚園において3歳児保育を実施するに当たり、所要の改正を行うものでございます。
次に、「改正の内容」でございますが、令和7年度から荒川幼稚園について3歳児保育を開始することから、定員を追加するものでございます。定員は20人といたします。
次に、「施行期日」でございますが、令和7年4月1日としております。

- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 21 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委 員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 21 号は、原案のとおり可決しました。

・・・[非公開案件の審議]・・・
- 教育長 ○ 次に、日程第 5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、9月19日木曜日の午後2時00分に開催して
いただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、9月19日木曜日の午後
2時00分に開催することに御異議ございませんか。
- (委 員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、9月19日木
曜日の午後2時00分に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
- 教育長 ○ それでは、日程第 6 その他に入りたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局等から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (委 員) [特になし]
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた
します。
- 散 会 (午後 3 時 54 分)